

## 第27回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月29日(金) 午後1時30分から午後2時15分まで

2. 開催場所 妙高市役所4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(16名)

会長 7番 霜鳥 勝範

会長職務代理者 13番 丸山 光浩

委員 1番 内田 芳昭

4番 鹿島 幸一

8番 池上 裕子

12番 白石 英一

16番 横尾 一弘

2番 丸山 嘉之

5番 石川 道夫

9番 関原 正晴

14番 樗澤 忠信

17番 吉尾 正治

3番 竹田 賢一

6番 竹内 則孝

11番 高橋 敏明

15番 田地野 賢一

4. 欠席委員(1名) 10番 生井 一広

5. 提出議題

報告第16号 農用地利用集積計画の変更届出について

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第21号 農用地利用集積等促進計画について

議案第22号 妙高農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

次長 宮下 孝 係長 杉本 孝之 主査 石田 智美

## 7. 会議の概要

次 長 本日の出席委員を報告します。出席委員は、16名です。  
それでは、霜鳥会長、お願いします。

会 長 皆さんお疲れ様です。  
田植え作業も終わり、その後の天候にも恵まれ稲の生育も良好のことと思います。  
反面、雪溶けが例年より早く水不足が懸念される地域も出てきており、一部の水系では番水についての情報も聞いておりますので、今後の状況を注視していきたいと考えております。  
今月は12日に上越地区協議会総会、15日が常設審議委員会に出席しました。それでは議事に入ります。

議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第27回妙高市農業委員会総会を開会します。  
最初に議事録署名委員を指名します。14番の樽澤 忠信（ぶなざわ ただのぶ）委員、15番の田地野 賢一（たじの けんいち）委員よろしくをお願いします。  
本日の議題は、報告事項が3件、議案が4件です。公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、報告事項ですが、  
報告第16号 農用地利用集積計画の変更届出について  
報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について  
以上、報告事項3件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。  
1ページの報告第16号 農用地利用集積計画変更届出について、をご覧ください。  
4月の届出は5件であります。  
1番から3番までは、賃貸借期間の満了を迎える契約期間の延長、4番及び5番については、契約期間の延長と賃借料の変更をするものであります。

続きまして、2ページの報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について、をご覧ください。  
4月の届出は2件であります。  
2件とも、基盤法による賃貸借契約の合意解約であります。解約後の状況は保全管理となっております。

次に3ページ、報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、ご覧ください。  
4月の届出は、10件、新たなあっせん希望はありませんでした。  
以上、報告案件について説明させていただきました。  
よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明に対しまして、皆様から質問等がありましたらお願いします。

### < 質疑応答 >

無いようですので、報告事項3件は、ご了承いただきたいと思います。

次に、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請については、4ページをご覧ください。  
今月の許可申請は、6件です。

1番について、申請地は大字飛田地内、登記地目：畑が1筆、登記地積：274㎡です。  
位置図は、資料No.3 10ページをご覧ください。  
譲渡人は高齢により耕作が困難であったことから、双方協議をしたところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

2番については、申請地は大字西条地内、登記地目：畑が1筆、登記地積：105㎡です。  
位置図は、資料No.4 11ページをご覧ください。  
譲受人は自宅の隣接地であり利便性が良いため、譲渡人は遠方に居住しており耕作が困難であったことから、双方協議をしたところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。  
なお、当該譲受人は、家庭菜園を20年以上耕作中であることから、新規就農ヒアリングは不要と判断いたしました。

3番については、申請地は大字大沢新田地内、登記地目：畑が1筆、  
登記地積：3,646㎡です。  
位置図は、資料No.5 12ページをご覧ください。  
譲受人は、現在市内に居住しており、以前取得した耕作地にほど近く利便性が良いため、譲渡人は高齢で遠方に居住しており耕作が困難であったことから双方協議をしたところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

4番については、申請地は栗原1丁目地内、登記地目：田が1筆、登記地積：28㎡です。  
位置図は、資料No.6 13ページをご覧ください。  
譲渡人は遠方に居住しており耕作が困難であったことから双方協議をしたところ、このたび話がまとまり、これを機に贈与により譲受人に譲り渡すものです。

5番については、申請地は大字上中地内、登記地目：田が1筆、登記地積：157㎡です。  
位置図は、資料No.7 14ページをご覧ください。  
譲受人は、隣接地に農地を所有しており利便性が良いため双方協議をしたところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

6番については、申請地は大字上中地内、登記地目：田が3筆、登記地積合計：667㎡です。  
位置図は、資料No.7 14ページをご覧ください。  
譲受人は、隣接地に住宅建築を予定しており利便性が良いため双方協議をしたところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。  
譲受人自身は農地を所有していませんが、同じ世帯の家族が所有している農地の耕作経験があることから、新規就農ヒアリングは不要と判断いたしました。

以上、6件ですが、いずれも農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。  
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

- 委員 1番について説明します。5月21日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 委員 2番について説明します。5月21日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 委員 3番について説明します。5月19日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 委員 4番について説明します。5月21日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 委員 5番について説明します。5月19日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 委員 6番について説明します。5月19日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第19号に関する質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第19号は、許可することに決定しました。

次に、議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、6ページをご覧ください。

今月の許可申請は、5件です。

1番です。

申請地は、大字杉野沢地内、登記地目：畑が2筆、登記地積合計488㎡です。

位置図は、資料No.8 15ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

譲受人は、申請地を売買により取得し、宿泊所敷地の整備を希望しています。

2番です。

申請地は、大字杉野沢地内、登記地目：畑が1筆、登記地積340㎡です。

位置図は、資料No.9 16ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

事務局 譲受人は、申請地を売買により取得するにあたり、登記状況等の調査をしたところ、地目が農地のままで、転用許可の手続きが取られていないことが判明したことから、相談があり、事務局から指導し、今回の申請に至ったものであります。

それを受け、これまでの住宅敷地の整備に関し、譲渡人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件については、整備時に申請があれば許可できる内容で、先代が農地法を十分に理解していなかったことが原因での、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

3番です。

申請地は、大字上中地内、登記地目：田が3筆、登記地積合計499㎡です。

位置図は、資料No.7 14ページをご覧ください。

3条の6番と関連するものであります。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

譲受人は、申請地を売買により取得し、住宅敷地の整備を希望しています。

4番です。

申請地は、石塚町2丁目地内、登記地目：畑が1筆、登記地積266㎡です。

位置図は、資料No.10 17ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、都市計画法による用途地域 第1種住居地域に指定されていることから第3種農地です。

譲受人は、申請地を売買により取得し、住宅敷地の整備を希望しています。

5番です。

申請地は、大字坂口新田地内、登記地目：畑が4筆、登記地積合計2,948㎡です。

位置図は、資料No.11 18ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

譲受人は、申請地を売買により取得し、駐車場の整備を希望しています。

以上、5件ですが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。5月18日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員 2番について説明します。5月18日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員 3番について説明します。5月19日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員 4番について説明します。5月18日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員 5番について説明します。5月19日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第20号に関する質疑を行います。

議 長 皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は、許可することに決定しました。

次に、議案第21号 農用地利用集積等促進計画について、を上程します。

なお、議案第21号のうち6番から8番については、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件です。

6番から8番を除く5件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、19ページの議案第21号 農用地利用集積等促進計画についてのうち、1番から5番までをご説明いたします。

1番及び2番については個人対個人の新規の使用貸借契約、3番から5番については個人対個人、個人対法人の新規の賃貸借契約であります。

以上、ご説明申し上げましたがご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第21号のうち1番から5番について、質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第21号 農用地利用集積等促進計画について、のうち1番から5番を採決します。

お諮りします。本件は、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号のうち1番から5番は、市長に「意見なし」と報告することに決定しました。

続きまして、同じく議案第21号 農用地利用集積等促進計画について、のうち6番から8番については、委員に関する案件であります。

農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員については退席をお願いします。

< 委員 退席 >

議案第21号 農用地利用集積等促進計画について、のうち、6番から8番について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、19ページから20ページの6番から8番までをご説明いたします。  
こちらについても、個人対個人の新規の賃貸借契約となっております。  
以上、ご説明申し上げましたがご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案第21号のうち、6番から8番に関する質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

#### < 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第21号 農用地利用集積等促進計画について、のうち6番から8番を採決  
します。  
お諮りします。本件は、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

#### < 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第21号のうち、6番から8番については、市長に「意見なし」と報告するこ  
とに決定しました。  
それでは、委員の退席を解除します。

#### < 委員 復席 >

続きまして、議案第22号 妙高農業振興地域（農用地利用計画）の変更について、農林課  
の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第22号 妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、  
ご説明いたします。23ページをご覧ください。  
「2 農用地利用計画の変更」にあるとおり、今回の変更では、編入が1件、除外が1件と  
なります。

まず、(1) 編入ですが、26、27ページをご覧ください。編入箇所は大字窪松原地内の  
4筆となり、青枠で囲んだ範囲が変更箇所となります。

戻っていただいて24ページをご覧ください。編入の理由は、令和9年度から中山間地域等  
直接支払事業の対象農地とするためです。

編入面積は4筆合計で2,096㎡であり、編入後の用地は農地になります。

中山間地域等直接支払交付金の交付を受けるには、農振農用地であることが条件であり、編  
入後は農地としての耕作が維持されることから、編入は必要かつ適当と判断しております。

次に、(2) 除外ですが、こちらは令和7年6月の農業委員会総会で除外について意見を求  
めた案件になりますが、昨年事業計画の内容が変更されたため、改めて意見を求めるもの  
になります。

28、29ページをご覧ください。除外箇所は毛祝坂地内で前回から変更はございません。

戻っていただいて25ページをご覧ください。従前の計画ではスーパーマーケットや共同住  
宅、ホテル等の商業施設を計画していましたが、変更後はスーパーマーケットや飲食店、地域  
住民や観光客等の交流の場となる多目的広場等を備えた商業施設を計画し、より地域の活性化  
とにぎわいの創出が図られるよう計画を変更しております。

なお、計画変更に伴う用地の変更や面積規模の変更はなく、農振除外の要件も全て満たして  
おります。

事務局 以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第22号に関する質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

委 員 以前の計画では、共同住宅やホテル等の商業施設があったが、これらが飲食店や多目的広場等に変更されるという認識でよいか。

事務局 お見込みのとおりです。

議 長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第22号 妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、  
を採決します。  
お諮りします。本件は、「同意する」ことにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。よって、議案第22号については、市長に「同意する」と報告することに決定しました。

議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第27回妙高市農業委員会総会を閉会します。



この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 霜 鳥 勝 範

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和8年5月29日

議

長

霜鳥勝範



妙高市農業委員会署名委員

榑沢忠信



妙高市農業委員会署名委員

田地野賢一

